

一般社団法人日本商事仲裁協会役職員その他の関係者の仲裁・調停事件への関与に関する方針

(目的)

第1条 この方針は、一般社団法人日本商事仲裁協会（以下「協会」という。）役職員その他の関係者の仲裁・調停事件への関与について遵守すべき措置を定めることにより、協会の中立公正性を堅持し、もって協会が管理する仲裁・調停事件に対する信頼を確保することを目的とする。

(情報の隔離)

第2条 協会の理事長、常務理事、特定業務執行理事及び大阪事務所長並びに東京本部仲裁部・調停部及び大阪事務所調停・仲裁・業務課の職員（以下「協会仲裁等関係役職員」という。）以外の協会役職員は、仲裁・調停事件に関与してはならない。

2 協会仲裁等関係役職員以外の役職員に対しては、個々の仲裁・調停事件に係る情報へのアクセスを遮断するものとする。

(協会仲裁等関係役職員の一般的義務)

第3条 協会仲裁等関係役職員は、協会の管理する仲裁・調停事件について中立公正を妨げる事情があるときは、当該事件の管理業務に関与してはならない。

(協会仲裁等関係役職員としての禁止行為)

第4条 協会仲裁等関係役職員は、協会の管理する仲裁・調停事件について、仲裁人・調停人及び当事者の代理人弁護士に就任してはならない。

2 協会は、協会に仲裁人・調停人の選任権がある場合、協会の理事(協会仲裁等関係役職員である理事を除く。)及び監事を仲裁人・調停人に指名してはならない。

(協会仲裁等関係役職員の回避すべき仲裁・調停事件)

第5条 協会に申し立てられた仲裁・調停事件において、協会仲裁等関係役職員と当事者との関係につき、以下のいずれかの場合に該当するときには、当該役職員は当該事件の管理業務に関与してはならない。

(1) 当事者(法人の場合にはその役員を含む。)が当該役職員の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族である場合

(2) 当該役職員が法人である当事者の株式を保有する場合

(3) 当事者から当該役職員が給与又はそれに準ずる報酬を継続的に受けている場合

(4) 当該役職員が当事者と密接な利害関係を有するその他の場合

2 協会仲裁等関係役員と当事者の代理人弁護士との関係については、前項(1)、(3)及び(4)を準用する。

3 協会仲裁等関係役員と仲裁人・調停人との関係については、第3条の規定に反する特別の事情がない限り、当該事件の管理業務に参与することができる。ただし、仲裁人・調停人の忌避の決定、報償金の決定その他協会と仲裁人・調停人との間に利益の対立がある場合にはこの限りではない。

4 協会仲裁等関係役員と、第1項から前項までに定める者以外の仲裁・調停事件の関係者との関係については、当該関係者が当事者に準ずる密接な利害関係を当該事件につき有しているときには、第1項の規定を準用する。

(事前通知義務)

第6条 協会仲裁等関係役員は、その保有する株式及び協会以外の者から継続的に受けている給与（それに準ずる報酬を含む。）をあらかじめ理事長に通知しなければならない。

2 前項の通知の内容に変更があった場合には、速やかに理事長に通知しなければならない。

3 理事長についての前二項に係る事実については、理事長は、常務理事に通知しなければならない。

(疑義がある場合)

第7条 協会仲裁等関係役員は、第5条第1項(4)及び第4項に定める事情があるか否かにつき疑義がある場合には、これを理事長に通知し、その決定に従う。理事長について同様の疑義がある場合には、理事長は、これを常務理事に通知し、その決定に従う。

附則

1 この方針は、2018年7月1日から施行する。

2 協会仲裁等関係役員は、この方針の施行日から1か月以内に、第6条第1項の事実を理事長に通知するものとする。理事長に係る事実については、理事長は常務理事に対して通知するものとする。

3 この規則の施行後に協会仲裁等関係役員となった者は、その日から1か月以内に、その者が理事長以外の協会仲裁等関係役員である場合には前項に定める事項を理事長に、その者が理事長である場合には常務理事に前項に定める事項を通知するものとする。